

災害見舞金家財損害明細書

所 属 所 名		組 合 員 証 記 号 番 号	—	氏 名				
区 分	個 人 家 財				共 通 家 財			
	品 目	モデル家庭	調 査 家 庭 数 価 格	損 害 数 価 格	品 目	モデル家庭	調 査 家 庭 数 価 格	損 害 数 価 格
（対象） 男 （本） 40人 歳 の 夫 場 合 父 （ そ の 他 ）	オーバー・コート類（3）	180,000			応接セット、サイドボード	235,000		
	背広（冬合6・夏4・礼服1）	990,000			和・洋ダンス（各1）、整理ダンス	650,000		
	ワイシャツ・ネクタイ（タイ止）	165,000			食堂セット、座卓	87,000		
	普段着（ポロシャツ・セーター等）	318,000			置時計、掛時計、仏具	198,000		
	下着類一式	52,000			鏡台（スツール共）	65,000		
	和服類一式（着物・羽織等）	354,000			冷暖房用機器	475,000		
	小衣類（くつ下・マフラー等）	140,000			机、椅子、本棚等	115,000		
	クツ・カバン類	144,000			ジュウタン、カーテン等	163,000		
	小物、装身具（財布・時計等）	261,000			テレビ、ビデオ等	440,000		
	寝具一式	283,000			小物（くずかご、スリッパ等）	190,000		
洗面用具、化粧用品	30,000			客用寝具一式	315,000			
その他				その他				
小 計	2,917,000			小 計	2,933,000			
（対象） 女 （本） 35歳 の 妻 母 場 合 （ そ の 他 ）	スーツ、ワンピース、ドレス	495,000			冷蔵庫、電子レンジ、オーブン	285,000		
	オーバー・コート類（3）	320,000			食器戸棚	55,000		
	普段着（ポロシャツ・セーター等）	240,000			調理用具一式	30,000		
	ブラウス、スカート、礼服	509,000			ガステーブル、ホットプレート等	96,000		
	和服類一式	2,152,000			米計量器、キッチンスケール	15,000		
	下着類一式	115,000			なべ、かま、ミキサー、ジャー	75,000		
	小衣類（くつ下・マフラー等）	230,000			ポット、トースター等	33,000		
	クツ・カバン類	350,000			和・洋食器類、盆、漆器類	168,000		
	小物、装身具（財布・時計等）	427,000			食料品（調味料、酒類等）	25,000		
	洗面用具、化粧用品	120,000			その他台所用小物	20,000		
寝具一式	300,000			せんたく機、せんたく用具	105,000			
その他				掃除機、掃除用具	40,000			
小 計	5,258,000			小 計	1,124,000			
（対象） 男 （子） 12歳 の 孫 の そ の 他 ）	学生服、コート、ジャンパー	109,000			風呂用具、洗面用具	20,000		
	ワイシャツ、ズボン、セーター等	98,000			ミシン、裁縫用具、アイロン（台共）	135,000		
	下着類一式、その他小衣類（呉服含）	99,000			家庭用大工道具、園芸用具	22,000		
	クツ、サンダル、帽子等	22,000			その他			
	学習用具（机・本棚・文房具）	183,000			小 計	1,124,000		
カバン類、その他小物	202,000			カメラ、パソコン等	380,000			
寝具一式	96,000			ピアノ、ステレオ等	850,000			
その他				書籍、自転車、アルバム等	305,000			
小 計	809,000			運動用品、レジャー用品	255,000			
（対象） 女 （子） 8歳 の 孫 の そ の 他 ）	コート、オーバー等	71,000			医薬品	27,000		
	ブラウス、スカート、セーター等	240,000			その他			
	下着類一式、その他小衣類（呉服含）	230,000			小 計	1,817,000		
	クツ、サンダル、帽子等	20,000			家 財 総 合 計	15,822,000		
	学習用具（机・本棚・文房具）	120,000			作成上の注意事項 1. 「モデル家庭」欄は、民間保険会社における火災保険の査定資料である。 2. 災害見舞金の対象家財は、組合員本人とその被扶養者分をあわせて調査対象とすること。 3. 「調査家庭」欄は、り災時における家財の価格（時価）を記入。該当外品目は抹消してください。 4. 「損害」欄は、損害（消火活動における使用不能のものを含む）額を記入すること。 5. 家族構成員等により記入困難の場合は、該当「区分」欄の対象続柄に○印をつけ合算すること。			
カバン類、その他小物	187,000							
寝具一式	96,000							
その他				小 計	964,000			